

松田町告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき請求のあった松田町長の在任期間に関する条例改廃請求について、同条第3項の規定に基づき令和7年第2回松田町議会臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

松田町長 本 山 博



1 提出議案

議案第28号 松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例

2 議決年月日

令和7年5月22日

3 審議結果

可決